

新型コロナウイルス感染症対策に関する制度のご案内

個人の皆さまへ

特別定額給付金

特別定額給付金の申請書は、5月上旬に各世帯に郵送しました。
必要事項を記入の上、申請しましょう。

支給対象者

4月27日時点で鬼北町に住民登録がある方

支給額

世帯構成員1人につき10万円

受給権者

属する世帯の世帯主

申請期間

令和2年5月11日(月)～令和2年8月11日(火)

※消印有効

申請方法

■郵送での申請

■オンライン申請(マイナンバーカードでの申請)

■窓口での申請(町民生活課生活支援係、日吉支所
各地区公民館)

郵送申請の場合の提出書類 返信用封筒をご利用ください。

■申請書

同意事項を確認の上、必要事項のご記入、押印をしてください。

■受給権者の本人確認書類 ※受給権者(世帯主)と代理人の方のみ

住所、氏名等を確認できる期限が有効な証明書類の写しの添付

(国民健康保険証、後期高齢者保険証、運転免許証、写真付のマイナンバーカード、運転経歴証明書、身体障害者手帳など)

■振込口座の口座確認書類

受給権者(世帯主)名義の通帳(見開き部分)やキャッシュカードの写し

ただし、水道料引落口座、住民税等引落口座、児童手当受給口座での受取を希望される方は、口座確認書類の添付は必要ありません。できるだけこれらの口座をご利用ください。

※感染防止の観点から郵送での申請
にご協力ください。

郵送先および問い合わせ先

〒798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 町民生活課生活支援係

☎45-1111(内線2117)

生活福祉資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があった世帯に緊急小口資金等の貸付を実施します。

対象者

■【緊急小口資金】

収入の減少があり、緊急で一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯

■【総合支援金】

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

問い合わせ先

鬼北町社会福祉協議会 ☎45-3709

水道・下水・公営住宅使用料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、水道料金等の支払いが困難なお客様に対し、水道・下水・公営住宅使用料の支払いを猶予します。

猶予の内容

申し出により、令和2年4月から9月分までの使用料のお支払いを最長で4カ月間猶予します。

問い合わせ先

鬼北町役場 ☎45-1111

■水道料 水道課水道係 内線2402

■下水道料 環境保全課環境衛生係 内線2442

■公営住宅使用料 建設課都市計画・管理係
内線2411